平成２１年（フ）第１７７９号
埼玉県川口市本町４丁目７番21―1202号
破産者　株式会社ビーアイシン
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
さいたま市浦和区岸町７丁目８番３号第２アルクビル４階
破産者　有限会社ファイン
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第２５１１号
愛知県常滑市奥栄町３丁目116番地
破産者　大岩　伊助
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２５１２号
愛知県常滑市奥栄町３丁目116番地
破産者　大岩　治美
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６６９号
水戸市大塚町1841番地27
破産者　株式会社カルタ
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３４８号
佐賀県武雄市東川登町大字永野843番地２
破産者　有限会社エレアン
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第６２９号
長崎県長崎市多以良町523番地１
破産者　有限会社アルク
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１８３６号
宮城県宮城郡利府町菅谷字孝行松下７番８
破産者　株式会社エフティー
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３２２号
福島県郡山市大槻町字古屋敷34番地の12
破産者　有限会社大野屋商店
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１３２１号
東京都八王子市南町８番１号
破産者　富士産業株式会社
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３２２号
東京都八王子市石川町611番地ルミエール立川Ａ201号
破産者　佐藤　和重
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３２３号
東京都八王子市石川町611番地ルミエール立川Ａ201号
破産者　佐藤美重子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２４号
横浜市栄区上之町14番６号
破産者　株式会社キューブソフトウェア
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６号
神奈川県横須賀市大矢部３丁目23番14号
破産者　有限会社エスティーアンドエフ
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２５１号
金沢市古府２丁目38番地
破産者　有限会社エッチ・ケイ・システム
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６３３号
石川県白山市橋爪町104番地
破産者　和光食品株式会社
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３２１号
三重県四日市市八王子町597番地
破産者　有限会社コバヤシインテリア
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３２２号
三重県四日市市水沢町2610番地、住民票上の住所三重県四日市市八王子町597番地
破産者　小林　美一
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４３８６号
大阪府交野市星田北６丁目６番12号
破産者　株式会社ファムスコーポレーション
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３８３号
大阪市住之江区南港中４―７―22―1009、商業登記簿上の本店所在地横浜市港北区綱島西２丁目14番１号
破産者　株式会社アーススマイル
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７５１号
大阪府箕面市牧落２丁目19番11号
破産者　福井建設工業株式会社
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３１６号
大阪府三島郡島本町江川２丁目15番６―204号
破産者　株式会社ＴａｎｄＴ
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部